

カンボジア

主要データ

国名〔英名〕	カンボジア王国〔Kingdom of Cambodia〕
面積(km ²)	181,035
海岸線延長(km)	443
人口(百万人)	15.5
人口密度(人/km ²)	85.4
GDP(十億 US\$)	15.66
一人当り GDP(US\$)	1,016.41
主要鉱産物：鉱石	なし
主要鉱産物：地金	なし
鉱業管轄官庁	鉱業エネルギー省 鉱山資源総局 (Ministry of Mines and Energy, General Department of Mines Resources)
鉱業関連政府機関	カンボジア開発評議会 (GDC)
鉱業法	鉱物資源の管理及び利用に関する法律 (Law on Management and Exploitation of Mineral Resources, 2001 年)
ロイヤルティ	金属及び非金属鉱物のロイヤルティに関する共同政令
外資法	投資法 (1994 年制定、2003 年改正) 鉱業にかかる外資規制なし
環境規制法 (環境影響調査制度、環境・排出基準の有無等)	環境保護と自然資源管理に関する法律, 1996 年 環境影響調査プロセスに関する政令, 1999 年 水質汚濁の管理に関する政令, 1999 年 固形廃棄物の管理に関する政令, 1999 年 大気汚染と騒音の管理に関する政令, 2000 年
鉱業公社	非鉄金属に関する鉱業公社はない。
鉱業活動中の民間企業	Renaissance Minerals(豪)、Southern Gold Cambodia(豪)、Indochina Mining Ltd.(豪)、Angkor Gold(加)、Vinacomin (ベトナム) 等 民間団体としてカンボジア鉱業探鉱会社協会 (CAMEC)
近年の鉱業関連問題 (資源ナショナリズム、労働争議、環境問題等)	鉱物資源総局 (GDMR) が国連開発計画 (UNDP) の協力を得て鉱物資源の輸出政策等 7 項目について鉱業政策の見直しを実施中
2013 年のトピックス	GDMR が UNDP の協力を得て鉱物資源の輸出政策等 7 項目について鉱業政策の見直しを実施中

1. 鉱業一般概況

カンボジアにはボーキサイト、鉄、マンガン、金、銅等の様々な鉱物の賦存が知られているが、2012 年において金属鉱物に関する鉱業活動で生産段階のものは、現時点では報告されていない。政府の統計上では、石灰石や建設用砂利等の工業原料の生産が報告されているだけである。2013 年 11 月の鉱物資源総局の発表によれば、14 の案件に採掘権が付与されており、内訳は金 4 件、鉄 1 件、石炭 7 件、残りは工業原料等となっている。

世界の鉱業の趨勢 2014 カンボジア

2. 鉱業政策の主な動き

(1) カンボジアの鉱業法及び環境規制

カンボジアでは、2001年7月に施行された「鉱物資源の管理及び利用に関する法律」（鉱業法）には鉱物資源の探鉱権及び採掘権を含む6種類の鉱業権が規定されている。また、政令第8 ANKr. BK 及び第113 ANKr. BK によって、鉱業権に関しては鉱業エネルギー省(MME)のGDMRが窓口となり、その中で採掘権取得にはカンボジア開発評議会(CDC)の承認が必要となっている。

一方、環境規制については、1996年末に公布された「環境保護と天然資源の管理に関する法律」、及び、1999年4月の「環境影響評価プロセスに関する政令」により規定されており、鉱業分野においては採掘から製錬までを対象として、環境影響評価(EIA)の作成義務、環境省の承認が必要となっている。また、2009年にはEIA報告書を作成するための一般的なガイドラインが発表されている。鉱業権取得手続きの流れの中では、鉱物探査・採掘契約書を締結した事業者が、探鉱の結果により採掘権申請をする際、環境省にEIAを提出する。

2012年より、GDMRはUNDPの協力を得て鉱業政策の見直しを進めているが、現状では大きな動きは把握されていない。

(2) 未加工鉱物資源の輸出禁止

2005年1月31日付け政令第8 ANKr. BK の第2条において、「天然鉱物資源の全てのタイプは輸出を許可されず、最終産物を作る国内の会社の需要を満たすために供給される。最終産物のみが海外への輸出を許可される」と規定されており、業界から問題視されている。

カンボジア鉱業探鉱会社協会(CAMEC)は、本条の見直しと改正を政府(MIME)に対して求めており、MIMEは、鉱種によっては技術的・経済的に製錬事業が現実的ではないことを認識し、政令にある「最終産物」の定義を明確にするとした。MIMEはUNDPやCAMECの支援を受けて現在も本件について協議会を重ねて検討中であるが、製錬・精製を行ったもの、鉱物及び金属の半加工品、あるいは金属加工品であれば問題ないとしている。

3. 主要鉱産物の生産・輸入・消費・輸出動向

(1) 主要金属鉱石生産量

データなし

(2) 主要金属地金生産量

データなし

(3) 主要金属消費量

データなし

(4) 主要金属輸出量

データなし

(5) 主要金属輸入量

データなし

4. 鉱山・製錬所状況

鉱山・製錬所ともなし

世界の鉱業の趨勢 2014 カンボジア

5. 探鉱状況

2013年11月30日時点で、GDMRが明らかにしたところによれば、106社に対して147の案件に探鉱権が付与されている（石炭や工業原料を含む）。このうち、金属資源の探査権は134件となる。主な外資による探鉱案件を表5-1に示す。Renaissance Minerals(豪)はOz Minerals社から、カンボジア東部のOkvau案件を取得し、JORCコードに基づく新たな予測及び概測資源量として、同案件の量を120万ozと発表している。Angkor Goldはカンボジア東部において7か所の鉱区を有しており、それぞれにおいて金及び金・銅の探査を実施している。Brighton Mining(豪)はOkvau案件の北西に位置するAntrongにおいて、トレンチ調査などからのサンプルの冶金試験を行い、92.8%の回収率を得たと報告している。

表5-1. カンボジアにおける外資による主な探鉱案件

プロジェクト	鉱種	会社(国)	備考
Okvau 他	金	Renaissance Minerals(豪)	Oz Minerals社から継承
Kratie	金	Southern Gold Cambodia(豪)	Kratie SouthはJOGMECとのJV案件
Ratankiri 他	金、銅	Indochine Mining(豪)	現在PNGの案件に注力
Oyadao 他	金、銅	Angkor Gold(加)	Liberty Miningから継承
Antrong 他	金	Brighton Mining(豪)	
Kou Sa	銅、金	Geopacific Resources(豪)	GRDから継承
Mondulkiri 州	ホーキイト	Vinacomin(ベトナム)	

(出典：各社HP等)

6. 我が国との関係

(1) 日本への輸出

実績なし

(2) 日本企業による投資状況等

国際協力機構(JICA)は、鉱業振興マスタープラン調査を2008年から2010年10月まで実施した。日鉄鉱業の100%子会社である日鉄鉱カンボジア社(有)は、日系企業単独では初めてカンボジア国内の銅探査権を2012年4月に取得した。

2013年8月5日、JOGMECはGDMRとの間で、同国の鉱山保安法・施行規則の作成等を支援する専門家の派遣に係るMOAを締結した。また、同年11月20日に鉱業エネルギー省との間で覚書を締結し、金属鉱物資源開発分野における共同地質調査を実施することで合意した。

7. その他トピックス

カンボジアにはカンボジア鉱業探鉱会社協会(CAMEC)が設立されており、豪州やカナダの探鉱会社11社と鉱業関連サービス会社45社程で構成されている(<http://www.camec-cambodia.com/>)。

2013年12月20日、カンボジア王国国民議会は、2013年11月に鉱工業・エネルギー省を2つに分割して新たに設置された鉱業エネルギー省の大臣にSuy Sem元大臣が就任することを承認した。Suy Sem大臣は、分割される前の鉱工業・エネルギー省の大臣であったが、2013年7月の国民議会選挙後に大臣ポストから外されていた。この国民議会選挙後に鉱工業・エネルギー大臣に就いていたCham Prasidh前商業大臣は、分割により新たに設置されたもう一方の工業・手工芸省の大臣に就

世界の鉱業の趨勢 2014 カンボジア

任した。

(2014. 8. 31 ジャカルタ事務所 山本耕次)